



労政ニュース

編集・発行 東大阪市荒本北1丁目1番1号 東大阪役所 都市魅力産業スポーツ部
労働雇用政策室 TEL 06-4309-3178 FAX 06-4309-3846

会社・お店の
＜福利厚生＞は
『ゆとりと共済』に
ゆとりと共済事務局
TEL 06-4309-2315

～事業主のみなさまへ～

1 新規学卒者求人説明会が開催されます！

2025年3月新規学卒者(中学・高校)

<令和6年度東大阪市補助金事業>

参加費無料!

新規学卒者求人説明会 開催のお知らせ

新規学卒者(中学・高校)の採用に関しては、採用計画などを明確に策定し、募集活動を行うことが基本であり、求人活動のルールも定められています。本説明会では、新規学卒者(中学・高校)を対象とした求人票の書き方や受理方法などについて、会場にてYouTube動画を放映し、ハローワーク布施担当者より補足説明をいたします。企業採用担当者の方のご参加をお待ちしております。

日時	2024年5月21日(火曜日) 14:00～15:15		
会場	東大阪商工会議所 本所 本館4階大会議室 (東大阪市永和2-1-1)		
内容	① 学卒求人票の書き方・受理確認について ② 公正な採用選考について (上記内容について会場にて大阪労働局作成のYouTube動画を放映) ※ハローワーク布施より補足説明・質疑応答		
説明者	ハローワーク布施担当者	主催	東大阪商工会議所・東大阪市・ハローワーク布施
問合せ	東大阪商工会議所 振興部 〒577-0809 東大阪市永和2-1-1 TEL:06-6722-1151		

↓↓↓2025年3月 新規学卒者求人説明会参加企業 申込書↓↓↓

▶申し込みは、下欄の申込書に必要事項をご記入の上、FAX または郵送にてお申し込みください。

東大阪商工会議所 振興部宛 FAX 06-6725-3611

※ダイヤル間違いによる誤送信が多発しておりますので、くれぐれもお間違えのないようご注意ください

事業所名			
所在地	〒	TEL	
		FAX	
参加者名			

※ご記入頂いた個人情報は、商工会議所からの各種連絡・情報提供の為に利用することがあります。※本所駐車場の台数には限りがございます。予めご了承ください。尚、ご迷惑となりますので、近隣の商業施設等への駐車はご遠慮ください。

2 奨学金返還支援(代理返還)制度を利用しませんか?

大阪府では奨学金返還支援(代理返還)制度を導入されている事業所・企業等に

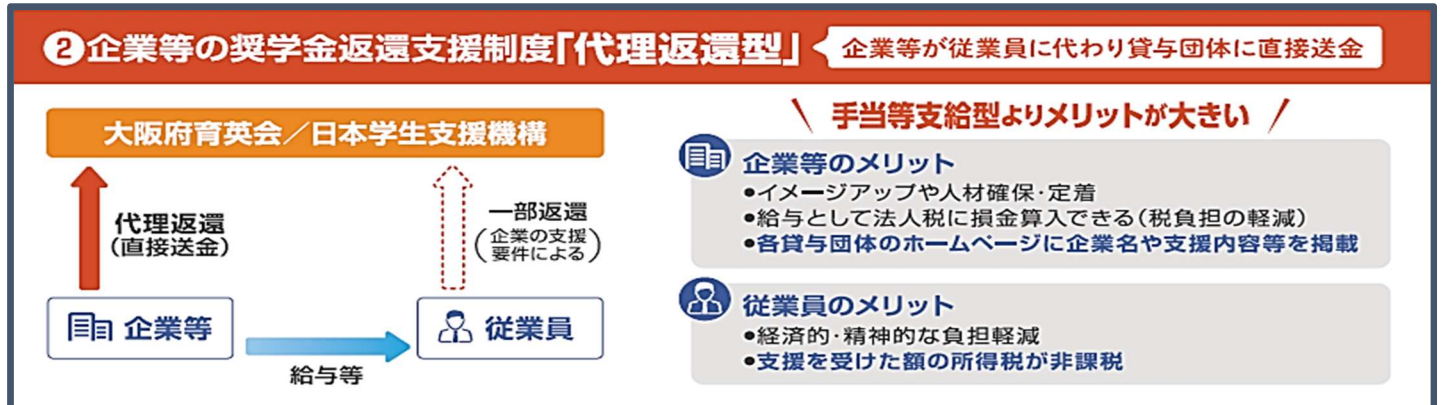
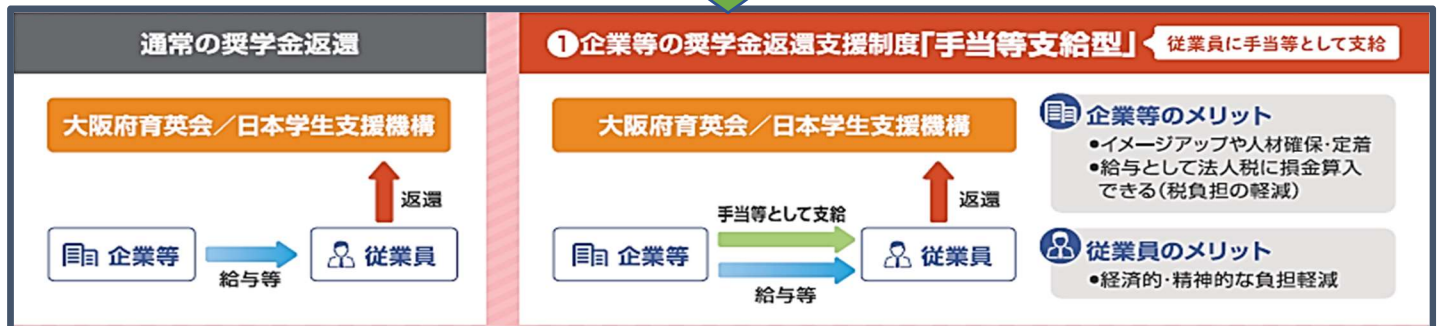
支援金 最大 **50万円** を **支給** しています

チェック① ◇事業所・企業等の奨学金返還支援制度とは?

企業等が貸与型の奨学金を受けていた従業員に対して、返還額の全部または一部を金銭的に支援するものです。支援の方法は下記の2パターンですが、いずれも制度を導入することで、

事業所・企業等のイメージアップや福利厚生の実現が図られ、人材確保・定着につながります。

- ① 奨学金を返還している従業員に対し、手当等として給料に上乗せして支給 ▶ **手当等支給型**
- ② 上乗せ分を、企業等が従業員に代わり奨学金を貸与している団体に直接送金 ▶ **代理返還型**



◆代理返還制度について ※詳しくは各貸与団体のホームページをご覧ください。

■ 公益財団法人 大阪府育英会

<https://www.fu-ikuei.or.jp/dairihenkan/html>

■ 独立行政法人 日本学生支援機構

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kigyoshien/index.html>



大阪府では、奨学金返還支援制度を新たに導入した事業所に支援金を支給する事業を実施しています。

詳しくは次のページへ

大阪府では、奨学金を返還しながら働く若者の負担を軽減するとともに、府内中小企業等における人材の確保・定着につなげるため、「奨学金返還支援制度」の導入を支援しています。



制度導入に係る負担軽減を図るため、

制度導入企業に支援金 **最大50万円** の支援金を支給します。

本支援金のポイント

ポイント 1 本支援金は、事業者が奨学金返還支援制度を導入する費用等の負担軽減のために実施するものです！
事業者が奨学金返還支援制度を運用していくランニングコストを補助するものではありません。

ポイント 2 本支援金は、奨学金返還支援制度を導入したという事業者に、**定額で支給します。**
支援金の申請にあたり、奨学金を借りている従業員の有無は関係ありません。

ポイント 3 奨学金返還支援制度の支援内容（金額、期間、条件等）は、事業者が自由に設定できます。
事業者名や支援内容等を大阪府ホームページに掲載しますので、継続的に実施できるように内容をご確認ください。

主な支給要件

- ①大阪府の区域内に本店又は事業所があり、かつ、その事業所において雇用保険被保険者である従業員等を1名以上雇用していること
 - ②府育英会から貸与された奨学金を対象とする奨学金返還支援制度を導入していること
 - ③申請日から起算して5年以内に雇用保険被保険者である従業員等を雇い入れる意思がある、又は、奨学金返還支援制度の対象となる従業員等が1名以上いること
 - ④今回導入した奨学金返還支援制度について、支給決定日から5年以上制度を継続すること
- ※申請にあたり上記以外にも要件があります。詳細は募集要項を必ずご確認ください。

支援金額 (支援金支給の対象となる導入時期については、募集要項をご確認ください)

大阪府育英会(高校等)の奨学金を対象にした返還支援制度を新たに導入した場合 **30万円/社(定額)**



大阪府育英会に加え、日本学生支援機構(大学等)の奨学金を対象にした制度を新たに導入した場合 **加算金20万円/社(定額)**

申請期間

第1期:令和6年4月16日(火)~令和6年5月31日(金)
第2期:令和6年8月20日(火)~令和6年9月30日(月)

※予算上限に達した場合は、その時点で受付を中止します。

申請フロー



◆支給要件、申請手続き等の詳細は、ホームページに記載する募集要項でご確認ください。

■大阪府奨学金返還支援制度導入促進支援金事務局 TEL:06-4792-9010

<https://osaka-syogakukinhenkan.jp>

